

令和5年度
介護サービス事業者講習会

春日井市

目 次

○ はじめに

○ お知らせ

- 1 介護サービス事業者への指導・監査・・・・・・・・・・ P 1
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの
変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱い・・・・ P 6
- 3 令和3年度介護報酬改定・・・・・・・・・・ P 7
- 4 介護保険法の一部改正・・・・・・・・・・ P12
- 5 各種手続き（変更届・加算届等）・・・・・・・・ P13
- 6 介護サービス事業者による高齢者虐待防止・・・・ P15
- 7 事故発生時の対応・・・・・・・・・・ P18
- 8 ケアプラン点検・・・・・・・・・・ P22
- 9 新型コロナウイルス感染症に係る対応・・・・・・・・ P24
- 10 災害対応・・・・・・・・・・ P25
- 11 介護サービス情報の公表・・・・・・・・・・ P26
- 12 研修・講習会のお知らせ・・・・・・・・・・ P27
- 13 要介護・要支援認定更新申請開始日の受付手順・・・・ P28
- 14 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度・・・・ P29
- 15 介護保険施設における負担限度額認定・・・・・・・・ P29
- 16 かすがいねっと連絡帳の利活用・・・・・・・・ P30

はじめに

介護サービス事業者の皆様へ

日頃から、当市の介護保険事業の運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ引き下げられました。感染対策においては基本的に各事業所に委ねられることとなりますが、今後とも感染防止のための取組みに努めていただきますようよろしくお願いします。

さて、この度の介護サービス事業者講習会は、「介護保険施設等の指導監督について（令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）」における介護保険施設等指導指針に基づく集団指導として、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的としています。

皆様におかれましては、この資料と併せて、法令、国からの各種通知等の情報収集と遵守に努め、介護サービスの質の向上を図るとともに、保険給付の適正化に御協力をいただきますようお願いいたします。また、令和3年度介護報酬改定において経過措置期間が設けられた項目で、令和6年度から義務化となる項目がありますので、御多忙とは存じますが、今年度中に対応いただきますようよろしくお願いします。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課

お知らせ

1 市ホームページのページ番号検索

この資料で「春日井市のホームページ」に掲載されている情報は、トップページ「<https://www.city.kasugai.lg.jp/>」から、指定された「ID」の番号を入力、検索して閲覧すると便利です。

The screenshot shows the Kasugai City homepage. A blue arrow points to the search bar area. A red dashed box highlights the search options: 'サイト内検索' (Site Search), 'よくある質問検索' (Frequently Asked Questions Search), and 'ページ番号検索' (Page Number Search). A callout box labeled '① ページ番号検索をクリック' (Click Page Number Search) points to the 'ページ番号検索' button. Below this, another red dashed box highlights the input field for the 'ID' and the '表示' (Display) button. A callout box labeled '② ページIDを入力し、表示をクリック' (Enter page ID and click Display) points to the '表示' button. The text below the search bar states: '各ページのページIDを入力すると、該当ページが表示されます。' (Enter the page ID of each page, and the corresponding page will be displayed.)

① ページ番号検索をクリック

② ページIDを入力し、表示をクリック

2 メールアドレスの報告

市では介護保険に関する情報を、ホームページの他、メールでお知らせすることがあります。

事業所のメールアドレスについては、次の場合には市へ報告いただきますよう御協力をお願いします。

- ・ メールアドレスを報告していない場合
- ・ メールアドレスに変更のあった場合又は廃止した場合

1 介護サービス事業者への指導・監査

1 基本的な考え方

介護サービス事業者には、人員、設備及び運営に関する基準等に適合しているか自主点検を行い、介護サービスの質の向上を目指していくことが求められています。

より良い介護サービスを提供するためには、必要な最低限度の基準に適合することだけにとどまらず、更なる事業運営の改善を図っていただかなければなりません。

当市は、介護サービス事業者が適正な事業運営をしているかを確認し、適正かつ円滑な事業運営を確保するため、次のとおり指導・監査を行います。

2 指導・監査の種類

(1) 集団指導

介護サービス事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図ることを主目的に講習等の方法により実施します。

介護サービス事業者講習会は、集団指導に位置付けられます。

(2) 運営指導

事業所に訪問等をして書類の作成状況や事業所内の様子等を確認します。

運営指導には、県と市で行う合同指導と、市のみで行う一般指導があります。

原則実地で行いますが、実地先の状況によりオンライン等を活用して実施する場合があります。

ア 合同指導

合同指導の対象は、県指定サービスです。県職員と市職員が原則事業所に訪問して指導を行います。

なお、県指定サービスに加え、市指定サービスがある場合は、同時に市による一般指導を行う場合があります。

イ 一般指導

一般指導の対象は、市指定サービスの地域密着型事業、総合事業、居宅介護支援及び介護予防支援です。市職員が原則事業所に訪問して指導を行います。

(3) 監査

人員、設備及び運営に関する基準等に違反すると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 指導の重点項目

(1) 基準等運営体制

ア 人員配置の基準を満たし、適切な介護サービスを提供できる勤務体制が確保されているか。

イ 地震、火災、風水害（土砂災害を含む）等の非常災害に対する業務継続計画（ＢＣＰ）の作成及び訓練を実施しているか。※

ウ 虐待の未然防止の取組みとして、研修の実施、虐待と思われる事態を発見した場合の通報体制等が確保されているか。※

エ 感染症の発生及びまん延等に関する取組みとして指針の整備、研修の実施等がされているか。※

オ 事故発生時の内容を記録し、保険者等へ連絡を行い、従業者間で共有するとともに、事業者全体で原因究明及び再発防止対策を講じているか。

カ 個人情報の管理及び保管は適切に取り扱われているか。

キ ハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じているか。

ク 相談室等、介護サービスに必要な設備の用途が保たれているか。

※ 令和３年４月１日から３年間は経過措置期間（努力義務）。令和６年４月１日から義務化。

(2) 介護サービス実施状況

ア 管理者及び職員の資質向上のため研修を実施しているか。

イ 利用者や家族の希望、課題に適合したサービス計画を作成しているか。また、サービス担当者会議を適切な時期に関係者の意見を踏まえて行っているか。

ウ 自立支援及び重度化防止に資する計画を作成するために、他職種との連携がなされているか。

エ 日常生活に要する費用の徴収にあたって、不適切な徴収が行われていないか。

オ 生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わず、虐待や身体拘束の廃止に向けた取組みがなされているか。

(3) 介護報酬請求

ア 算定条件を満たした上で適正に介護報酬を請求しているか。

イ サービス提供にあたり計画書が事前に適正に作成されているか。

4 機動的な対応

従業者等による虐待が疑われる場合や、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ないと判断した場合等は、事前の通知を行うことなく、現場の状況に応じて、機動的に運営指導又は監査を行います。

5 令和4年度の運営指導及び監査

(1) 運営指導実施件数（実施期間：4月20日～3月16日）

	実施 事業所	指摘事項	
		指摘事業所	指摘件数
居宅介護支援 介護予防支援	52	28	61
地域密着型サービス 総合事業	54	49	149
合計	106	77	210

(2) 運営指導の状況

ア 居宅介護支援・介護予防支援（指摘事業所数 28 件 指摘件数 61 件）

	指摘事項	指摘件数
(ア)	勤務体制の確保等	16
(イ)	内容及び手続きの説明及び同意	14
(ウ)	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	12
(エ)	従業員の員数（介護支援専門員は、利用者 35 人 に対し 1 人を基準とすることへの留意等）	6
(オ)	秘密保持等（従業者であった者が、職務上知り 得た秘密を保持するための措置等）	4
(カ)	運営規程（運営規程と重要事項説明書の整合性 を図ること）	3
(キ)	事故発生時の対応（市への報告等）	2
(ク)	加算の算定要件	2
(ケ)	苦情処理（受付記録等の作成）	1
(コ)	掲示（運営規程等の掲示）	1

(ア) 勤務体制の確保等

事業主は職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられているが、その措置がされていなかったケース。

事業主が講ずべき措置の具体的内容は次のとおり。

- ①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントをおこなってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
- ②相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談窓口を労働者に周知すること。

(イ) 内容及び手続きの説明及び同意

- ・重要事項説明書の内容に不備があり内容の精査を求めたケース。
- ・サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

①前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

②前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一の居宅サービス事業所又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して説明を行い、利用者から署名を得る必要があるものの、説明が適切に行われなかったケース。

この基準を満たしていない場合、運営基準減算として契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、減算適用後の単位数を算定する。1か月目は所定の単位数の50%となり、2か月目以降は所定単位数の算定は不可。なお、令和3年3月31日以前に契約を結んでいる利用者については、ケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。

(ウ) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリング、医療サービス利用時に主治医等から意見を求めている等、一連のケアマネジメント業務に不備や不足があったケース。

イ 地域密着型サービス・総合事業（指摘事業所数 49 件 指摘件数 149 件）

	指摘事項	指摘件数
(ア)	勤務体制の確保等	30
(イ)	内容及び手続きの説明及び同意	18
(ウ)	運営規程	17

(エ)	サービスの具体的取扱方針	14
(オ)	地域との連携（運営推進会議の開催、公表等）	13
(カ)	人員について（基準に沿った人員の適切な配置等）	13
(キ)	その他	44

(ア) 勤務体制の確保等

事業所において、勤務時間や兼務状況等、人員基準を満たしていることが確認できる書類（勤務形態一覧表・雇用契約書・資格者証・タイムカード等）の整備が不十分であったケース。

(イ) 内容及び手続きの説明及び同意

重要事項の説明において、第三者評価の実施状況が説明されていない、重要事項説明書の内容の不備、個人情報の同意を利用者の家族から得ていない等、契約時の手続きにおけるケース。

(ウ) 運営規程

重要事項説明書との整合性が図れていないケースや、事業所の最新の情報が反映されていないケース。

(エ) サービスの具体的取扱方針

アセスメントやモニタリング等が不十分、もしくは行われていなかったケース。

(キ) その他

サービス計画が作成されないままサービス提供がなされていたケースや、利用者の介護認定が切れていることに気付かずサービスを提供していたケース。

※ サービス計画未作成、利用者の同意のない状態でサービス提供を行った場合、介護報酬の返還の対象となる場合があります。

(3) 監査の実施件数及び状況

実 施 件 数 1 件

サービス種目 居宅介護支援

指 摘 内 容 介護支援専門員証の有効期限が切れたまま居宅介護支援の業務に当たっていた。

2 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱い

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第1報～第27報）については、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染症法上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）は次に分類された取扱いとなります。当面の間継続する又は必要な見直しを行った上で継続する臨時的な取扱いの適用は、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意してください。なお、位置づけ変更後の状況等を踏まえ取扱いの見直しが行われる場合があります。

愛知県ホームページに、新型コロナに係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡等が掲載されていますので参考としてください。

○愛知県ホームページ『新型コロナウイルス感染症感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて』

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronajinninnkiyunn.html>

- 1 利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。
- 2 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。
 - 2－（1）人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。
 - 2－（2）研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。
- 3 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。
 - ※ 位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む
 - ※ コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるものを含む

3 令和3年度介護報酬改定

令和3年度介護報酬改定で、次の項目について令和5年度に経過措置が終了します。
令和6年4月から義務化となるため、令和5年度中に確認及び整備をお願いします。

1 高齢者虐待の防止の推進

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から次のことが義務付けられています。

(1) 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

(参考 運営規程記載例)

〇〇条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設（事業所）において、介護職員その他従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年〇回以上）に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 五 施設（事業所）は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること

- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、結果について従業者に周知徹底を図ること。
- イ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し虐待防止研修を定期的（年1～2回以上）に実施すること。
- エ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

高齢者虐待の防止の推進にあたっては、次の情報も参考にしてください。

○認知症介護情報ネットワークホームページ『施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備－令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例－』

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_410_center_3.php

2 B C P（業務継続計画）の策定等

(1) 事業者が講ずべきこと

介護サービスは安定的・継続的に提供されることが求められることから、各介護サービス事業所においてB C P（業務継続計画）の策定等、次のことが義務付けられています。B C Pの作成にあたっては厚労省ホームページ等を参考にしてください。

ア B C Pを策定し計画に従い必要な措置（備蓄や緊急連絡先の整備等）を講じる。

イ 事業者は従業員に対し、B C Pについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

ウ 定期的にB C Pの見直しを行い必要に応じB C Pの変更を行う。

B C Pの作成にあたっては、厚労省ホームページ等を参考にしてください。

○厚労省ホームページ『介護施設・事業所における業務継続計画（B C P）作成支援に関する研修』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

○WAM.NET ホームページ『4. B C P（業務継続計画）』

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

(2) 防災関連事業助成金

当市では、B C P又は経済産業大臣が認定する事業継続力強化計画に基づく防災や緊急時の対応に関連する機器・設備類の整備や、耐震診断の実施等、企業が存続するための取組みに対して支援を行っています。当該制度は、B C Pの策定・改訂に係る費用、自家発電設備や貯水タンクといった防災関連設備、耐震診断の実施費用が助成の対象になります。

※ 会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主が対象です。

<問い合わせ先>

春日井市 産業部 企業活動支援課

電 話：0568-85-6247

F A X：0568-84-8731

メール：kigyo@city.kasugai.lg.jp

（詳細は、市ホームページ【ID 1020610】を確認してください。）

3 認知症に係る基礎的な研修の受講

全ての介護従業者（看護師、介護福祉士、介護支援専門員等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられています（事業所が新たに採用した従業者に対しては、採用後1年間の猶予期間あり）。

受講に係る案内は愛知県ホームページに掲載されています。

○愛知県ホームページ『愛知県認知症介護研修について』

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikihoukatu/0000082062.html>

4 感染症の予防及びまん延防止のための措置及び訓練

感染症の発生やまん延防止に向けた日頃からの取組みが重要であることが再認識される中、各サービス事業者の感染防止の取組み強化として次のことが義務付けられています。

(1) 感染症対策強化としての取組みの義務化

ア 施設系サービス

「感染対策委員会の開催」、「指針の整備」、「研修の実施」に加え、「訓練（シミュレーション）の実施」を義務付け。

イ その他のサービス

施設系サービスと同様に「感染対策委員会の開催」、「指針の整備」、「研修の実施」、「訓練（シミュレーション）の実施」を義務付け。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

従業者が1名の居宅介護支援事業所については、感染症対策における指針を整備することで感染症対策委員会を開催しないことも差し支えない。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

事業所内における平常時、発生時それぞれの対応を記載した指針を作成。

(4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練（シミュレーション）の実施（年1回～2回以上）

感染症の発生やまん延防止の取組みは厚労省ホームページを参考にしてください。

○厚生労働省ホームページ『介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

5 栄養管理

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、管理栄養士が入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことが義務付けられています。栄養管理は次の手順により行います。

(1) 入所者ごとの栄養ケア計画の作成

入所者の栄養状態を入所時に把握し、医師、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成すること。

(2) 栄養ケア計画に従った栄養管理及び栄養状態の記録

(3) 栄養ケア計画の評価・見直し

栄養ケア・マネジメントの実務については次の通知を参考としてください。

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）

6 口腔衛生の管理

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行うことが義務付けられています。口腔衛生の管理は次の手順により行います。

(1) 口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導（年2回以上）の実施

歯科医師又は歯科医師の助言を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対し実施

(2) (1)に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて見直すこと。

7 令和3年度介護報酬改定に係る経過措置一覧（令和6年4月1日から義務化）

	改正省令※	項目	対象（市指定のみ掲載）
1	附則第2条	虐待の防止	地域密着型（予防）サービス、居宅介護支援等、介護予防支援等、総合事業（相当、緩和、短期集中型サービス）
2	附則第3条	業務継続計画の策定等	
3	附則第5条	認知症に係る基礎的な研修の受講	
4	附則第4条	居宅サービス事業所等における感染症の予防及びまん延防止のための措置	
	附則第11条	介護保険施設等における感染症の予防及びまん延防止のための訓練	地域密着型介護老人福祉施設
5	附則第8条	栄養管理	
6	附則第9条	口腔衛生の管理	

※ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

4 介護保険法の一部改正

令和5年5月23日付で通知された、介護保険最新情報vol.1153『『全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』の公布について』において、介護保険法の一部改正が示されました。改正内容の一部は次のとおりです。

1 地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項

○指定介護予防支援事業者の対象拡大

居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大する。

2 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項

○経営情報の公表

介護サービス事業者は、事業所又は施設ごとの収益及び費用など財務状況を管轄の都道府県知事に報告しなければならない。また、都道府県知事は地域において必要とされる介護サービスの確保のため、区域内の介護サービス事業者について調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

具体的な内容やスケジュール等は今後の介護保険最新情報等で示されていくところですので情報収集に努めていただき、御対応をお願いいたします。市におきましても市ホームページ等で逐次情報発信を行っていきます。

○WAM.NET ホームページ『介護保険最新情報』

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

5 各種手続き（変更届・加算届等）

1 変更届

(1) 届出期限

介護サービス事業者は、介護保険法、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める事項に変更があった場合には、10日以内に届け出てください。

提出が必要な書類について、市ホームページ【ID 1009671】において、各サービス種別に添付書類一覧表がありますので、確認していただき、提出をお願いします。

(2) 法人に関する変更の注意

法人に関する変更の場合は法人単位で届け出てください。

また、同一法人で複数の指定事業所がある場合は事業所一覧を添付してください。

(3) 加算算定を受ける際の変更届

体制を整備することによる加算要件を満たし、加算要件を満たすための人員等の変更が伴う時には、「2 加算届」の期日までに「変更届」の提出をしてください。

(4) 運営規程に変更があった場合の届出

運営規程に変更があった場合には、変更後10日以内に届け出てください。

実人員を記載した「従業員の員数の変更」に係る変更届について、次の条件のいずれにも該当する場合は、前年6月1日と当年6月1日を比較した従業員の員数の変更内容を提出してください。

この場合は、1年に1回、当年6月1日から6月30日までに提出してください。

ア 従業員の員数変更が加算の算定体制に影響がないこと

イ 次の職種の変更でないこと

- (ア) 管理者
- (イ) 介護支援専門員
- (ウ) 計画作成担当者
- (エ) 社会福祉主事
- (オ) オペレーター
- (カ) 訪問事業責任者
- (キ) サービス提供責任者

(詳細は、市ホームページ【ID 1009671】を確認してください。)

2 加算届

(1) 算定の届出時期と開始時期

サービスの種類	届出期限	算定の届出時期と開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業	加算算定月の <u>前月15日まで</u> に届出が必要	加算算定月の前月15日以前に 届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌月から</u> 加算算定月の前月16日以降に 届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌々月から</u> 例) 6月15日に届出 ⇒7月1日算定開始
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	加算算定月の <u>初日までに</u> 届出が必要	初日に届出をした場合 ⇒ <u>届出月から</u> 初日以外に届出をした場合 ⇒ <u>届出月の翌月から</u>

(2) 介護職員処遇改善加算等

ア 計画書は、法人単位で提出してください。

イ 施設・事業所別個表（様式2-2、2-3、2-4）について、当市で指定を受けている事業所すべてを記載して提出してください（提出する前に、算定月や単価の確認をお願いします。）。

ウ 算定月の前々月の末日までに届出をする必要があります。

エ 実績報告書は、計画書事業年度における最終の加算の支払いがあった月の2か月後の末日までに提出してください。

（詳細は、市ホームページ【ID 1030895】を確認してください。）

3 届出書の様式

指定・変更・廃止など各種届出書様式の用意がありますので御利用ください。

なお、届出の際には原本及び事業所控えをお持ちください。

各種様式は、国から示される基準、解釈通知等により一部内容を変更する場合がありますため、届出をする都度、市ホームページ【ID 1009671】にて最新のものをダウンロードしていただきますようお願いします。

4 電子申請・届出システムを利用した届出

届出は電子データでも可能です。利用方法については、介護・高齢福祉課にお問い合わせください。

6 介護サービス事業者による高齢者虐待防止

1 早期発見・通報

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）では、虐待を受けたと思われる高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、発見者に市町村への通報を義務付けているほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています。

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市に相談してください。その際、虐待かどうかの判断は必要ありません。

相談受理後に、老人福祉法又は介護保険法の規定により「立入検査等」を行います。

※ 虐待の通報は、守秘義務より優先します。（高齢者虐待防止法第7条第3項）

※ 市は、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないと法律で規定されています。（高齢者虐待防止法第8条）

2 高齢者虐待とは

65歳以上の高齢者に対する養護者及び養介護施設従事者等の次の行為を指します。

虐待の種類	内 容
身体的虐待	高齢者を身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行。 例) ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る ・意図的に薬を過剰に服薬させる、身体拘束など
介護・世話の放棄、放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置など養護を著しく怠ること。 例) ・入浴しておらず異臭がする、皮膚が汚れている ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境で住まわせる ・高齢者本人が必要とする介護や医療サービスを、相応の理由なく制限し、使わせない
心理的虐待	高齢者に対し脅しや侮辱などの威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、高齢者に対し著しい心理的な外傷を与える言動。 例) ・排泄の失敗等を嘲笑する ・侮辱を込めて子どものように扱う
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。 例) ・懲罰的に下半身を裸にして放置する、本人の合意なく性的な行為を強要する

経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 例) ・日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する
-------	---

3 養介護施設従事者等による虐待の通報件数及び認定件数

(1) 相談・通報件数と虐待認定件数

年度 組織等	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	相談・通報 件数	虐待認定 事例	相談・通報 件数	虐待認定 事例	相談・通報 件数	虐待認定 事例
春日井市	8	2	8	1	8	2
愛知県	101	17	148	41	－	－

(2) 令和4年度・通報者内訳

	当該施設 事業所職員	家族	匿名 その他
件数（件）	4	0	4

4 虐待認定事例の具体的内容と発生要因

	内容	発生要因
1	【心理的虐待】 利用者に対し不適切な言葉を使って声掛け	職員に身体的、精神的な余裕がなかった。
		職員に虐待に関する知識が不足していた。
2	【身体的虐待】 利用者のベッドを柵、壁及び家具で囲い身体拘束を行った	職員間の情報共有不足により、利用者に対応できる職員に限られ、特定の職員に負担が掛かってしまい身体拘束を行ってしまった。

5 事例を通じて考えられる虐待防止対策例

(1) 虐待防止に関する正しい知識と適切な対応

- ・虐待防止研修を実施し、日頃から虐待防止の意識を高める。
- ・参加しやすい日にちの設定や研修の周知期間を長めに設定する等、職員全員が研修に参加しやすい環境を整える。
- ・虐待が発生しそうな場面に遭遇した場合の対応方法について、ロールプレイを交えて職員間で意見交換し、対応方法を確認する。

(2) 職員の体調管理やストレスケア、怒りのコントロールへの対応

- ・勤務時間や職員配置を見直す。
- ・定期的に職員面談を実施する。
- ・アンガーマネジメント（怒りのコントロール）研修を実施する。

(3) 職員間の情報連携の強化

- ・利用者情報を共有し特定の職員に負担が偏らないようにする。
- ・情報共有の場を設ける等、相談しやすい環境を整える。

7 事故発生時の対応

介護サービス事業者は、「春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等の規定に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととなっています。

また、事故発生時の利用者家族等への連絡は、過失の有無にかかわらず、真摯に対応するとともに、賠償をすべき事故である場合には、損害賠償を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

1 報告を要する事故等

- (1) サービス提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症の発生
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事事件等の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事例

2 報告方法

- (1) 事故等の発生後速やかに、遅くとも5日以内にメール又はFAXで報告（第1報）をしてください。

【報告先】春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課 指導担当

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp FAX：0568-84-5764

- (2) その後の状況変化などの経過について、順次報告をしてください。
- (3) 事故の原因分析や再発防止策等を作成次第、報告をしてください。

市ホームページ『事故発生時の報告について』【ID 1024506】

※ 市様式の事故報告書の項目が含まれていれば別様式での報告も可能です。

※ 事故報告書の提出をもって第1報とします。電話のみでの報告は御遠慮ください。収受が済んでいるかの問い合わせは、電話で可能です。

3 応急手当講習

当市では事業所へ指導員を派遣する応急手当講習を実施していますので、積極的に御利用ください。詳細は市ホームページ【ID 1003877】を御確認ください。

令和 4 年度事故報告書集計結果

1 事故報告件数等

	令和 3 年度	令和 4 年度
事故報告件数	479件 (1.31件/1日)	491件 (1.35件/1日)
報告にかかった平均日数	8.46日	4.69日

市が第 1 報を受理するまでの日数は、昨年度に比べ短縮され改善されていますが、中には、運営指導で未提出ケースを発見し提出を依頼したものや、対応から数か月後に提出があった事例もありました。

事故報告書の未提出や提出遅れが原因で、利用者や家族が事業所に対して不信感を持ちトラブルとなったケースもありましたので、速やかな報告に努めてください。

2 サービスごとの事故、発生場所の件数 (P21 別表)

介護老人福祉施設の147件が最も多く、次いで認知症対応型共同生活介護で74件と昨年同様に入所・入居系の施設での事故が多い結果となりました。ほぼ全てのサービスにおいて、去年と同様に**転倒**が一番多くなっています。

3 死亡事故

令和 4 年度の死亡事案は 3 件ありました。

	発生月	サービスの種類	時間	場所	年齢	介護度	認知症	原因
1	4 月	介護老人福祉施設	午前 7 時53分	食堂 (リビング)	100代	要介護 5	有	窒息
2	4 月	認知症対応型 共同生活介護	午後 0 時30分	食堂等共用部	80代	要介護 4	有	その他
3	9 月	地域密着型通所介護 (お泊りデイ)	午前 4 時15分	居室	80代	要介護 3	有	不明

4 サービスごとの事故の特徴

(1) 通所系サービス

転倒が最も多く、その傾向としては、職員 1 人での対応時や職員が目を離した隙に発生していることや、転倒リスクが少ないと考えられていた方や情報共有が十分にされていなかった利用者による転倒が挙げられます。また、同じ利用者が転倒を繰り返す事例もありました。転倒により骨折に至ったケースも多く見受けられました。

(2) 施設系サービス

居室における転倒・転落が多く発生しています。利用者が何か物を取ろうとした時や、トイレ等への移動時に転倒・転落が発生する傾向にあり、職員が居室訪問時に事故に気がつくことや、転倒・転落により骨折に至った案件も多く見受けられました。

5 その他

令和3年度介護報酬改定により、施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることが義務付けられていますので、適切な御対応をお願いします。

(1) 運営基準

ア 事故発生防止のための指針の整備

イ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

ウ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

エ ア～ウの措置を適切に実施するための担当者の設置

(2) 報酬基準

ア 安全管理体制未実施減算 5単位／日減算

運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合、全入所者に対して所定単位数から減算する。

イ 安全対策体制加算 20単位（新規入所者に入所初日のみ算定）

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。

6 事故予防に関する参考ホームページ

掲載されている「社会福祉施設の安全管理マニュアル（職員、利用者向けの転倒事故予防）」や「介護老人保健施設 安全推進マニュアル（誤飲・誤嚥の防止、転倒・転落等事故の防止、入浴事故の防止）」には事故予防に関する情報や再発防止策が具体的に記載されています。今後の事故予防の参考にしてください。

○厚生労働省ホームページ『社会福祉施設における労働災害防止対策について』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123245.html>

○全老健共済会ホームページ『介護老人保健施設安全推進マニュアル3種を無料公開』

<https://www.roken.co.jp/wp/uncategorized/介護老人保健施設安全推進マニュアル> 3種を無/

令和4年度事故報告書集計(サービスの種類別)

(件)

サービスの種類	報告事業所数		種別							発生場所											
	件数	合計	(再掲) 市内	転倒	転落	誤嚥 窒息	誤薬	離脱	虐待	その他	不明	再掲	居室	自宅	共用部	廊下	トイレ	脱衣室・浴室	駐車場	その他	不明
訪問介護	7	7	7	4	3								5			1				1	
訪問入浴介護																					
訪問看護	1	1	1							1			1								
訪問リハビリテーション																					
通所介護	32	17	16	17	3	2	1	1		5	3				9		2	3	1	16	1
通所リハビリテーション	3	3	3	2						1				1	1					1	
短期入所生活介護	55	12	1	42	2	1	4			4	2		26		10	12	3	1		1	2
特定施設入居者生活介護	52	15	9	39	3		4	1		4	1		36		10	4		1		1	
福祉用具貸与																					
地域密着型通所介護	14	10	9	4	1			1		6	2	1	2				2	1		8	1
認知症対応型通所介護	3	2	2	1	2										1	1				1	
小規模多機能型居宅介護	13	6	6	8						2	3		8		4			1			
認知症対応型共同生活介護	74	18	18	54	7	1		1		6	5	1	39		19	8	3	3		2	
地域密着型特定施設入居者生活介護																					
地域密着型介護老人福祉施設	21	8	8	11	4					4	2		15		3	1	1	1			
居宅介護支援事業所	2	2	2							2										2	
介護老人福祉施設	147	19	11	79	21	5				11	31	1	83		32	6	12	9		2	3
介護老人保健施設	67	9	6	45	7					8	7		43		14	4	2	3		1	
介護療養型医療施設																					
合計	491	129	99	306	53	9	9	4	0	54	56	3	258	1	103	37	25	23	1	36	7

8 ケアプラン点検

1 目的

介護支援専門員がケアマネジメントの一連のプロセスを振り返り、自立支援に資するケアプランとなっているか「気づき」を促すことで、適切な給付を支援することを目的としています。

2 令和5年度ケアプラン点検

(1) ケアプラン点検の実施対象 全事業所

(2) 実施方法

令和3・4年度にケアプラン点検を実施したことがない介護支援専門員、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン点検対象事業所、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検対象事業所に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して実施します。

対象とするケアプランは次のとおりです。

ア 初回加算を算定しているプラン

イ 市が指定した被保険者のプラン（訪問介護同一建物減算1、2を算定しているプランでヘルパーの利用回数が多いもの）

3 令和4年度ケアプラン点検件数

点検実件数 99件（※適正 57件、要改善 26件、再提出 12件）

※訪問介護（生活援助中心型）届出は除く 95件分

適正な事業所の割合 67.8%

4 令和4年度の主な指摘事項

（詳細は、市ホームページ【ID 1022335】を確認してください。）

アセスメント	・ 追記部分は、色を変えたり追記日を記入する等明確にすること ・ 状態・状況の詳細等が記載されていない（特記事項の記載がない） ・ サービス利用が必要となる具体的理由を記載すること
第1表	・ ケアチームとしての支援方針を具体的に記載すること ・ 緊急時の対応、連絡方法を利用者及び家族と相談し記載すること
第2表	・ 課題（ニーズ）、長期目標、短期目標の整合性を図ること ・ 課題はアセスメントから導き出されたものか確認すること ・ 第3表、第6表と整合性を図ること
第3表	・ 1日単位、1週間単位、月単位の利用者の生活を介護サービス利用以外の部分も共有できるようにすること

5 令和4年度ケアプラン点検に係るアンケート結果について(回収率 97%)

- (1) ケアプラン点検の提出書類の準備（以下の項目）にかかった時間について
- ・ アセスメント表に課題分析標準項目の番号を振る
 - ・ 第2表の課題（ニーズ）及び短期目標にそれぞれ番号を振り、アセスメントシートの中の部分と連動するかわかるようにする
 - ・ 自己チェックシートでの点検

ケアマネジャー平均 75.7 分/人 【記載時間：最短 5 分～最長 1 日(480 分)】

- (2) 今回のケアプラン点検は役に立ちましたか。(1 つ○をつけて回答)

1 役に立った	92%
2 どちらかと言えば役に立った	8%
3 どちらかと言えば役に立たなかった	0%
4 役に立たなかった	0%
5 その他	0%

- (3) (2)で○をつけた項目について、そう思われる理由にあてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

1 自分の課題に気づくことができた	62%
2 疑問や悩みが解消された	31%
3 助言内容が納得できなかった	1%
4 具体的に改善すべき項目が理解できなかった	1%
5 その他	5%

- (4) 点検で得られた気づき等は、プラン作成業務に生かせそうですか。(1 つ○をつけて回答)

1 生かせる	85%
2 どちらかと言えば生かせる	14%
3 どちらかと言えば生かせない	0%
4 生かせない	0%
5 その他	1%

- (5) ケアプラン点検について御意見など御自由にお書きください。

- ・ アセスメントの内容からケアプラン作成、利用者のニーズの聞き取りなど必要なことが不足していた。
- ・ 継続の場合、前回と同じプランにしようとしてしまうので、きちんと新しいニーズがないか見直すべきだと思った。
- ・ アセスメントが不十分で特に医療の方が不十分だと思った。利用者にとって必要のない加算は入れなくてもいい時もあると思った。

9 新型コロナウイルス感染症に係る対応

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へと引き下げられました。今後の感染対策は各事業所の判断に委ねることが基本となります。

一方で高齢者等重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設等については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染対策の徹底を当面継続することとされています。各高齢者施設等におかれましては感染を拡大させないために、基本的な感染対策を徹底していただき、引き続き介護サービスの継続に努めていただきますよう、御協力をお願いします。

1 感染対策に関する参考情報

- ・介護保険最新情報 Vol.1146 「高齢者施設等における感染対策等について」
- ・介護保険最新情報 Vol.1148 「通いの場等における感染対策等について」

○WAM.NET ホームページ『介護保険最新情報』

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

2 新型コロナウイルス感染者発生時の報告

新型コロナウイルス感染者の報告は、次の条件に該当する場合は市ホームページ【ID 1027218】の報告専用フォームから御報告ください。なお、入力の際は別途お伝えしているIDとパスワードが必要です。

IDとパスワードが不明の際は、お問い合わせください。

(1) 報告対象事業所

入所・入居系施設及び通所・短期入所系事業所

(2) 報告

ア 10名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合

（発生時のみ。その後の経過報告は必要ありません。）

イ その他事業所が報告することが適当と判断する場合

<問い合わせ先>

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 指導担当

電 話：0568-85-6921 F A X：0568-84-5764

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp

10 災害対応

1 介護施設・事業所等における災害時情報共有システム

災害時に介護施設・事業所の被災状況、稼働状況など災害に関わる情報を国と地方自治体で把握・共有し、迅速かつ適切な支援を行うため、災害が発生し介護施設・事業所が被災した場合は、「災害時情報共有システム」により被災状況の報告をお願いします。報告手順を含めた対応について確認し、被災時においては、速やかに報告をお願いします。

(詳細は、市ホームページ【ID 1027879】を確認してください。)

2 安全行動（シェイクアウト）訓練

当市では、総合防災訓練（令和5年度は、8月27日（日）午前7時から午前10時40分まで開催予定）の実施にあたり、大きな地震から身を守る市内一斉の「安全行動（シェイクアウト）」訓練を行います。この訓練は、大地震が発生したと想定し、「まず低く」「頭を守り」「動かない」という「安全行動1・2・3」を実行する訓練です。

この訓練は、総合防災訓練の会場に限らず、春日井市安全安心情報ネットワークへ加入いただくことで、「そのときあなたがいる場所」で訓練に参加することができます。訓練時間は3分程度（8月27日（日）午前8時18分頃開始予定）です。訓練方法は春日井市安全安心情報ネットワークへ加入した人に「訓練開始」のメールを送信しますので、受信したら「安全行動1・2・3」を実行し訓練に参加してください。

安全行動（シェイクアウト）は、地震から身を守る行動を一斉に実施することによって、日頃の防災対策を確認するきっかけづくりとすることを目的に行っております。是非、御参加ください。

詳細は次の市ホームページを確認してください。

- ・ 総合防災訓練について 【ID 1004226】
- ・ 安全行動（シェイクアウト）訓練 【ID 1004227】
- ・ 春日井市安全安心情報ネットワーク 【ID 1001490】

11 介護サービス情報の公表

1 目的

介護サービスの利用者等が公表されたサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者の選定を可能にすることを目的としています。

また、情報公開をすること等により事業者のサービスの質の向上への効果が期待されています。なお、事業者には介護保険法第115条の35第1項の規定により報告が義務付けられています。

2 対象となるサービス事業者

次のいずれかに該当する事業者が対象になります。

- (1) 新たに介護サービスの提供を開始した事業者
- (2) 基準日において、介護サービスを提供する事業者のうち、基準日前1年において介護報酬額が100万円を超える事業者

3 公表情報

公表する介護サービス情報は、介護保険法施行規則第140条の45で規定されています。その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 基本情報：事業所の名称、所在地、連絡先、利用者数、職員配置等
- (2) 運営情報：介護サービスの内容、事業所の運営状況等
- (3) 独自項目：介護サービスの質、介護サービスに従事する従業者に関する情報等
(公表は任意)

4 報告の方法

愛知県のホームページから報告ください。

○愛知県ホームページ『介護サービス情報の公表について』

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigo-zyouhoukouhyou.html>

※ 令和5年度の報告は8月頃に周知が予定されています。

5 問い合わせ先

愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指導第一グループ 情報公表担当

電話：052-954-6479（平日午前9時30分～正午、午後1時～午後4時）

メール：kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp

12 研修・講習会のお知らせ

介護サービスの管理者等には基準で定められた研修・講習会の受講及び修了が義務付けられています。

当市では、各研修・講習会の内容を市ホームページ【ID 1016912】で周知しますので、適宜確認をお願いします。愛知県社会福祉協議会ホームページにおいても研修の案内が掲載されていますので併せて御確認ください。

なお、年間の研修及び講習会の開催数と人数は限られていますので、早目に申込みをしてください。

主に掲載する研修・講習会 市ホームページ【ID 1016912】

研修名	受講を必要とする職種や加算
① 認知症介護実践者研修	認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者及び③⑤の研修を受講する者【必須】
② 認知症介護指導者養成研修	認知症専門ケア加算、認知症加算【必須】
③ 認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の管理者【必須】
④ 認知症対応型サービス事業開設者研修	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の代表者【必須】
⑤ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者【必須】
⑥ 介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者
⑦ 介護支援専門員専門研修	初回の更新か否か、実務経験の有無、実務従事期間等により異なります。
⑧ 介護支援専門員更新研修	詳しくは、愛知県社会福祉協議会ホームページで御確認ください。

○愛知県社会福祉協議会ホームページ

https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/jinzai/kensyu_index.html

13 要介護・要支援認定更新申請開始日の受付手順

当市では、更新申請の開始日に限り、事業所が受付する順番を抽選で決めています。
抽選に参加をする場合には、**毎月15日午前8時30分から18日午後5時15分までに**、
「抽選申込書」をメール、FAX又は窓口のいずれかの方法で提出してください。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 認定担当あて

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp FAX：0568-84-5764

- ※ 抽選申込をしていない事業所は、抽選申込をした事業所以降の順番になります。
- ※ 必ず抽選申込に参加しなければならないものではありません。
- ※ 受付期間の15日から18日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、メール及びFAXのみの受付になります。
- ※ 8月受付（9月の更新認定申請開始日）に限り、夏季休暇を考慮して、受付期間を15日から20日までとします。

また、開始日については、申請を受け付けた方の要介護認定等申請受理通知書及び資格者証を翌営業日以降にお渡し又は郵送しており、それにあたり「要介護・要支援認定申請 提出一覧表」の添付をお願いしています。

こちらは抽選に参加をしない事業所も添付をしてください。

窓口混雑緩和のため、引き続きできるかぎり事前の郵送申請をお願いします。

（詳細は、市ホームページ【ID 1016162】を確認してください。）

14 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等が提供する介護サービスについて、介護サービス費（１割分）、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費が軽減される場合があります。

1 対象者

(1) 生活保護受給者

(2) 世帯全員が市民税非課税で、次の要件全てを満たす方

ア 年間収入が単身世帯で150万円(世帯員１人増えるごとに50万円加算)以下

イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員１人増えるごとに100万円加算）以下

ウ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

エ 負担能力のある親族等に扶養されていない

オ 介護保険料を滞納していない

2 対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護※、小規模多機能型居宅介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（※は介護予防サービスを含む）

15 介護保険施設における負担限度額認定

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費について、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市民税非課税の場合が対象です（課税の配偶者がいる場合、世帯分離や施設へ住所を移しても認定されませんので御注意ください。）。

令和３年８月１日から、認定要件である預貯金等の金額が1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）から500万円（夫婦1,500万円）、550万円（夫婦1,550万円）、650万円（1,650万円）に見直しされました。申請をして対象外となった場合も、預貯金額が減少して認定要件を満たすこととなった場合は再度の申請により対象となります。

<このページについての問い合わせ先>

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 高齢サービス担当
電話：0568-85-6182

16 かすがいねっと連絡帳の利活用

1 目的

医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、地域の医療・介護の関係機関と協力して、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携づくりを進めています。

そのため、医療と介護の多職種が利用できる情報共有システムとして、「かすがいねっと連絡帳」を運用しています。

2 対象となるサービス事業者

医療法における医療提供施設及び介護保険法における居宅サービス等提供施設。

3 利用及び登録

次の外部リンク先ポータルサイトをご確認ください。

○かすがいねっと連絡帳

<https://ptl.iiij-renrakucho.jp/kasugai/>

4 問い合わせ先

春日井市健康福祉部地域福祉課地域支援担当

電 話：0568-85-6187（平日午前8時30分～午後5時15分）

F A X：0568-84-5764

メール：chiikifk@city.kasugai.lg.jp

令和5年度介護サービス事業者講習会

編集・発行 春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話：0568-85-6921 FAX：0568-84-5764

HP：https://www.city.kasugai.lg.jp/

E-mail：kaigo@city.kasugai.lg.jp